

非倫理的な、不道徳的、そして本質的なもの：

## 電子ネットワーク上の著作権の環境における「公正」の概念

グラハム・P・コーニッシュ

出典：

Graham P. Cornish, "Unethical, Immoral, and Essential : the Concept of "fairness" in the Electronic Copyright Environment" in Lester J. Pourcian(ed.), Ethics and Electronic Information in the Twenty-First Century, Purdue University Press, 1999

キーワード：

公正(fairness)、著作権(copyright)、図書館(library)、文書の世界／電子ネットワーク環境内(paper world / electronic world)、貸し出し(lending)

### 1 全体の概要

本論文の構成を概略的に示すと以下のようになっている。筆者はまず始めに、公正の概念について従来されてきた理解と電子ネットワーク環境での理解のされ方の違いに注目する(第一章「公正の概念」)。次いで電子ネットワーク環境に"fair"は成り立つかどうかという問題を、著作権所有者とユーザーとの視点から考察している(第二章「電子ネットワーク環境の中での公正」)。そして個人的ではなく、社会的な目的による利用の際に「著作権」の持つ意味が変化する可能性をあげる(第三章「様々な利用の種類」)。また、著作権利用の例外として位置づけられる図書館について、その特殊性について説明している(第四章「図書館の特殊な役割」)。続いて図書館についての議論から派生し、「貸し出し」の概念を問い直している(第五章「貸し出し(lending)」)。さらに特殊性が認められつつある教育利用の現状にもふれている(第六章「教育」)。最後に、電子ネットワーク上でのシステムの現状について述べ(第七章「電子ネットワーク上での公正の達成」)、電子ネットワーク上においても公正の概念が必要であると説く(第八章「公正の今後」)。

以下でその内容について簡単にまとめていく。

## 2 各章の内容

### 1 公正(fairness)の概念

まず筆者は、著作権を「創作者が作った作品に対して獲得する、本質的には独占権」と定義する。しかしながら、完全なる独占は社会では喜ばれないという理由から、西洋の長い歴史の中で、著作権の所有者の承諾を得ずとも利用できる場合、つまり利用に例外もあり得ることが実際には認められてきた。この著作権所有者の裏をかく利用が認められてきたのは、"fair use"のように"fair"という語を通じてである、と筆者は述べている。この"fair"という語は誤解を招きやすいが、他のケースの場合、所有者の許可がなくても利用できる範囲をはっきりさせることで実際の混乱は避けられてきた。しかし電子ネットワーク環境内で、マテリアルの利用に例外を設けることに対して、所有者の立場からは反対、ユーザーや中間者(図書館など)の立場からは情報へア

クセスするために必要というように意見が食い違い、現在吟味されなければならない問題となっている。以下でその理由について筆者は述べている。

従来著作権に例外を認めてきた理由が二つある。一つは、限られた利用を設けることが経済や社会的成長の促進につながるから、そしてもう一つは、利用の際にすべての機会に所有者に許可を得ることは不可能であるからである。そのために、著作権の保護がなされる国際的協定のコンテキスト内で、限られた利用が出来ることが“fair”であるとそれまではみなされてきた。

ところが電子ネットワーク環境においては、“fair use”の概念に異議を申し立てられる。それは、何が“fair”であるか確実にするような機構（メカニズム）を設立し、管理することは事実上不可能であると技術的専門家や法律家が考えていることが一つある。さらに、文書の世界（印刷界）の場合には、著作権の所有者とユーザーの関係が中間者（図書館・本屋など）を介してあるのに対して、電子ネットワーク環境では中間者も存在せず、著作権の所有者とユーザーが直接関係を結ぶことも難しいので、“fair use / dealing”は正当化されないことが理由としてあげられている。

## 2 電子ネットワーク環境の中での公正

ここでは電子ネットワーク環境における、著作権の所有者とユーザーの意見の食い違いについて筆者は述べている。

著作権の所有者は、電子ネットワーク環境に“fair”は存在しないという。なぜならば、すべての利用がその状況に応じて話し合いにより取り決められるので、著作権の保護に関する例外はあり得ないからである。この所有者の意見は、ほとんどの例外はユーザーの要求を保護するために法律を重要視しているという基本的な事実を見逃している。

それに対してユーザーや中間者は、電子ネットワーク環境でも著作権規定の例外をもつ必要があると考える。そして文書の世界（印刷界）のものではなく、電子ネットワーク環境での言葉を用いる必要を説く。例えば、電子ネットワーク環境ではブラウジング(browsing)が常に可能である。ブラウジングは、ユーザー達にとって思いがけない発見もあり得る絶対不可欠な要素であるのだが、逆に著作権のマテリアル所有者にとっては、端末においてコピーを大量生産される危険につながるので脅威と考えられてしまうことがある。

## 3 様々な利用の種類

それでは著作権のマテリアル利用にはどのようなものがあるのでしょうか。

筆者は、単なる個人的研究や好奇心が財政上や技術的境界で妨げられるべきではない、さらに最新の出来事・政治・法律・教育など民主的な過程を伝える領域での自由な情報交換、ハンディキャップを持つ人など特別な社会的要求を持つマテリアルへのアクセスの必要性を認めている。

著作権のマテリアルを利用する際に、個人的な目的から利用する場合と、社会的な目的から利用する場合があり得る、と筆者は述べる。この「社会的」とは、様々な目的が実際に相互に関係づけられているという意味とされる。例えば、新薬を開発した製薬会社があり、著作権のマテリアル利用が商業上“fair”と認められないとしても、その新薬が多くの社会的利益を持つかもしれない。その場合、利用の区別が曖昧にされる可能性もある。また、商業的会社の従業員が文書のコピーを行う際に、個人の研究のためではいいが、会社内で配布する様な大量のコピーは **unfair** な利用であり、処罰も与えられるという、もう一つの例があげられている。

以上のような状況では、社会的な目的で利用する場合、著作権は義務的な慈善と同義に変えられてしまう。つまり“fair use / dealing”をやめて、社会的正当性への置き換えを認めてしまっている。著作権の所有者とそれを利用するユーザーにとって、社会的な利用に対する必要性が認識されるようになってきた、と筆者は指摘している。

#### 4 図書館の特殊な役割

筆者は、図書館には特別な役割が与えられていると考えている。それは多くの立法体制が図書館の提供するサービスのために特別な規定を与えており、知的所有権と特別な関係があるからである。図書館はすべて誰かによって刊行されたもの、つまり他人が著作権を持っているものに依存している。そのために図書館には、まちがった利用からのマテリアルの保護や個人ユーザーがより広く利用できるようにするという責任がある。

ここで筆者は、図書館との比較のために出版社の例をあげている。出版社の場合、すべての市場で彼らの製品（出版された本）を売ることは出来ないし（供給範囲の制限）、また通常は関連企業などに制限を受けることになる。それに対して、図書館は幅広いユーザーがアクセスすることが可能であり、誰でも利用できる。その上、図書館は公共のものが多く、経済的な刺激から影響を受けないので、出版社や他の媒介者（本の販売員、データベースのホストなど）とは性質が異なっているといえる。

要するに、図書館は情報の輪の中で基本的にニュートラルなポジションを持っており、図書館に与えられた特殊な例外は、商業的サービスが激化する現代でも維持されなければならないものである、と筆者は考えている。

#### 5 貸し出し (lending)

人々は、電子ネットワークでのコピーなどに不安を感じているかもしれないが、この状況を表現しうる「貸し出し」という言葉は以前から存在していた、と筆者は指摘する。ここで筆者は例として図書館へのアクセスなどをあげているが、これは<買う代わりに借りる>ことになり、経済的発展を害していることから“unfair”であるといえるかもしれないが、それほど脅威として意識されてはこなかった、とする。

しかしながら、電子ネットワークなどの新技術の導入により、この「貸し出し」の概念は再考されるだろう、と筆者は述べている。そして、以下で基本的な「貸し出し」の概念と、電子ネットワーク環境内で「貸し出し」が引き起こす問題について考えている。

まず筆者は、「貸し出し」がはらむ基本的状況をあげる。一つは、貸したものは所有者に返される、という予想が存在する。そして、「貸し出し」が行われている時、つまりある人によって利用されている時、その時には他の誰かからそのもの（物体・お金・設備など）を利用出来なくしている、ということである。この状況から、筆者は従来の「貸し出し」には並列的な利用の意味があり、その利用が拡大する懸念がない、としている。

ところが、電子ネットワーク上ではこの基本的な状況が現在成り立っていない、と筆者は指摘する。そのことから、電子ネットワーク環境にも（従来の「貸し出し」に相当するような）技術的基準を構築し適応させることが必要であるとする。このように「貸し出し」の概念を再考する際に、電子ネットワーク環境で使われる「ブラウジング」という言葉の意味を問い直す必要につ

いてもまた筆者は問うている。

## 6 教育

教育的なコンテキストのもとでも、大抵の場合コピー（複写）について法律規定が設けられているが、現在ヨーロッパやオーストラリアでは、教育目的の場合認可をとりやすくする方向に向かっていると見える。しかしながらこの状況は、著作権の所有者側からみれば、もし学生の不正行為により権利を侵害されたとしても証拠があげられないなど、治安を維持することや、教育施設を通じてアクセスする利用者を特定することが困難であるという理由から、規制システムがない状態での利用に対する不安が残る、と筆者は危惧している。

## 7 電子ネットワーク上の公正の達成

ここでは電子ネットワーク環境での規制システムが、現状況でどのように設けられているかについてふれている。

まず筆者は、印刷界（文書 paper の世界）と、電子ネットワーク環境（インターネットや Web）の違いについて述べる。筆者によると、印刷界での“fair”とは、制御可能な組み合わせとユーザーが思いとどまった行為によって決められている。それに対して、電子ネットワーク環境で生じる問題は、この印刷界の基準で解決するには不十分であると筆者は考えている。そして、現在問題解決に取り組んでいる組織や政府、個人の試みに注目する。例えば、電子ネットワーク環境での著作権の管理システム(ECMC)を作ろうとする試みをあげている。

このような例外にうまく対処できるシステムを作る際に生じる問題として、筆者はそれぞれの状況下における判断の問題について述べる。なぜならば、ある状況で fair であると判断しても、他の状況でその行為が fair であるとは限らないし、その上電子ネットワーク環境での情報には境界がないので、国と国との違いも原因となりうる。要するに、判断の問題と深く関わってこざるをえない例外を組み込んだシステムは、多様性を持たないと成り立たない、と筆者はその困難さを認めながらも強調する。そして、例外の問題は最近まで ECMC の内部だけで考えられてきたが、それだけでは不十分であるという風潮から、世界知的所有権機構(WIPO)での著作権法改正につながったことが、その証拠であろうと筆者は述べる。さらに、電子ネットワーク環境での著作権管理に関する世界中の同意を構築することを目的とした IMPRIMATUR について、また、著作権所有者と利用者とのバランスをならそうとする欧州著作権利用者綱領(ECUO)の設立についてふれている。

以上のように、システムの準備段階を迎えているわけであるが、著作権の問題を個人が十分認識することが必要となってきた。そして、著作権の管理を考える際に技術的な解決を平等に組み立てることが出来るかどうか、まだ推量の域にすぎないと筆者は捉えている。

## 8 公正の今後

以上見てきたように、印刷界（文書の世界）で発達してきた公正の概念は、その世界の中では十分役割を果たし、公正の概念は、社会的・経済的に、そして人類の発展のために様々な機構（メカニズム）を作ってきた、と筆者は捉えている。それに対して、電子ネットワーク環境の場合、機構の治安を維持することは不可能であるなど、依然として問題が多く残る。この点に批判点は

あるとしても、誰もがその機構を利用することは明らかであり、機構をよりふさわしいものにするために公正の概念は必要となる、と最後に結論づけている。

(細羽嘉子)